

四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核
市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。